

仕 様 書

1 業務名

宇和島市本庁舎総合管理業務

2 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

3 履行場所

宇和島市曙町

4 支払方法

月額払い

5 目的

ビル管理諸法（電気事業法、電気設備技術基準、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働安全衛生法、消防法等）を遵守し、庁舎整備・機能を合理的かつ高度に発揮させ庁舎全体を常に最適な環境状況に保つとともに、適切な保守管理を行うことにより、庁舎の美観及び存続期間を一層増加させるものとする。

6 用語の意義

この仕様書における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 庁舎とは、宇和島市役所本庁舎本棟・付属棟及び敷地をいう。
- (2) 担当者とは、発注者に所属する職員で管理業務に従事する者をいう。
- (3) 従事者とは、受注者に所属し管理業務に従事する者をいう。

7 協議・届出事項・措置等

- (1) この仕様書は、管理業務の大要を示すものであるから、この仕様書に定めのない事項又は疑義がある事項について発注者が管理上必要と認める作業は、協議のうえ委託料金の範囲内で実施するものとする。
- (2) 受注者は、管理上必要な従事者を厳選しかつ日常の訓練にも留意しなければならない。
- (3) 契約期間中勤務状態不良及びその他の理由により不適と認めやむを得ず従事者を変更するときは、受注者は発注者にその旨を報告するものとする。
- (4) 従事者が病気、事故等により勤務できないときは、受注者は直ちに補助従事者を確保し万全の措置を講ずるものとする。

- (5) 受注者は、従事者の内から責任者及び各業務ごとに副責任者を選び常に従事者の監督にあたり業務を完全かつ安全に遂行する。
- (6) 受注者及び従事者は、職務上知り得た秘密を決して口外しない。
- (7) 受注者は、発注者が備える各種報告用紙類によって所定の事項を記録し、発注者へ報告するものとする。

8 従事者の職務

- (1) 従事者は、定刻までに出勤する。
- (2) 従事者は、受注者が定めた服装及び名札を着用する。
- (3) 従事者は、常に規律を守り品位を保ち、明朗で親切にする。
- (4) 従事者は、業務に相当精通するとともに、作業に当たっては発注者の業務に支障のないよう十分注意する。
- (5) 従事者は、火気の取り扱いは厳重に行い引火性ガソリン、ベンジン等の使用は特に注意する。
- (6) 従事者は、庁舎、備品、その他の破損箇所を発見したときは直ちに担当者に報告し適切な処置を行う。
- (7) 従事者は、庁舎の防火管理については防火管理者の定める消防計画に従う。
- (8) 従事者は、庁舎又は付近に火災その他の事変が発生したときは、直ちに関係者に連絡して臨機の措置を講ずる。
- (9) 従事者は、事故又は事故発生が予想されるときは、臨機に措置できる態勢を講ずる。
- (10) 従事者は、担当者と連絡調整を密にし一致協力して、庁舎の管理業務を遂行する。

9 責任者等の資格

- (1) 責任者：第3種電気主任技術者以上又は建築物環境衛生管理技術者の資格を有し、実務経験5年以上の者で技術的、人格的にみて適任者を1名選任する。
- (2) 副責任者：保守管理業務、清掃作業業務からそれぞれ1名を選任する。
 - ① 保守管理業務
建築物設備管理の有資格者であり、2年以上の経験を有する者。
 - ② 清掃作業業務
ビルクリーニング技能士及び清掃作業監督者から選任する。
- (3) その他：危険物取扱者乙種4類又は甲種の資格を有する者を地下オイルタンク給油時及び定期点検時に配置すること。

1 0 責任者の職務

- (1) 責任者は、発注者及び受注者並びに担当者及び従事者の間における意志の伝達を行うとともに、総合的な企画及び統括を図る。
- (2) 責任者は、担当者から要請があったときは直ちに必要な措置をとる。
- (3) 責任者は、発注者及び受注者による業務会議並びに担当者による作業打合せ会等を適宜に開催し、管理業務の適正な運営を図る。
- (4) 責任者は、他の従事者を指導、監督する。

1 1 経費の負担区分

- (1) 発注者が負担する経費は、次のとおりとする。
 - ① 作業に必要な電力、水道、ガス料金及び従事者の控室
- (2) 受注者が負担する経費は、次のとおりとする。
 - ① 清掃作業に必要な機械、器具、材料等
 - ② 日常点検に必要な用具等一式

1 2 一般事項

- (1) 管理業務実施計画書の提出
受注者は、管理業務実施計画書を作成し発注者に提出、確認を受ける。
- (2) 保守点検
 - ① 保守点検の目的は、各機械の作動状況並びに清掃、整理の状態を良好に保ち、その他運転上の障害になる箇所の有無等について点検及び整備を行うものであり、その実施にあたって技術者は、別紙1「設備関係保守管理基準」に従って機器や線路の保守点検を行う。
 - ② 点検は日常点検及び定期点検とし、結果はそれぞれ所定の表に記入する。
 - ③ 軽易な故障の修理及び軽易な工事の実施は、本業務に含む。なお、軽易の範囲について疑義が生じた場合は、担当者と受注者が協議しこれを決定する。
- (3) 清掃作業
 - ① 清掃作業の目的は、庁舎の使用者、利用者にとって衛生的で快適な環境を維持するとともに建築物としての美観を維持するものであり、その実施にあたっては、日常の訓練に留意して別紙2「清掃作業基準」に従って作業を行う。
 - ② 清掃作業は日常清掃及び定期清掃とし、結果は所定の用紙に記入する。
 - ③ 清掃作業の範囲について疑義が生じた場合は、担当者と受注者が協議しこれを決定する。
 - ④ 清掃作業には飲料水貯水槽清掃作業を含み、作業方法等は、別紙3「飲料水貯水槽清掃作業基準」によって実施する。

(4) 環境衛生管理業務

環境衛生管理業務は、別紙4「環境衛生管理業務基準」によって行う。

1.3 従事者の作業時間

(1) 保守管理業務

- ・ 平日(日 勤) 責任者、副責任者、技術者 8:30~17:30
- (日夜勤) 技術者 10:00~(翌日)8:30
- ・ 休日(日夜勤) 技術者 8:30~(翌日)8:30

※ 夜間勤務者は業務に支障のない限り24:00以降は仮眠できるものとする。

(2) 清掃作業業務

- ・ 平日(日常清掃) 作業者 8:00~16:00
- (日常清掃) 作業者 17:00~20:00
- ・ 休日(定期清掃) 作業者 8:00~17:00

(3) 大会議室立会者

大会議室使用時における技術立会いは、平日、土日祝日、夜間を問わず行う。

※ 作業時間については、上記の時間内で協議の上決定する。

1.4 賠償

- (1) 受注者は管理業務にあたり庁舎、備品、その他に対して損害を与えた時は、その賠償の責を負うものとする。
- (2) 従事者の就業中の労災事故に対しては、受注者の負担とする。

1.5 疑義

この仕様書に疑義があるときは、協議の上その都度解決する。

設備関係保守管理業務基準

設備関係保守管理業務は、次の項目とする。

- 1 電気設備保守管理業務
- 2 空気調和設備保守管理業務
- 3 防火・消防設備保守管理業務
- 4 給排水衛生設備保守管理業務

1－（1）電気設備保守管理基準

- ① 常時受電・変電設備と中央監視室を正確に操作するためには、図面と機器の表示負荷の性質等により負荷の軽重、負荷の変動を確認し、日常点検等によって機器の状態を把握し、予防保全を実施して設備を最高の状態に維持する。
- ② 予備発電設備は、停電時又は非常時等の緊急時に機能を発揮させるための設備であるから、保守点検を怠らず周期的に試運転を実施する。
- ③ 電灯・電力設備は、系統図、接続図により施設の内容を把握し、日常の点検により正常な状態を維持する。
- ④ 弱電設備については、日常の点検により機器の作動の正常を確認し、また取り扱い不良、その他の原因により過熱・焼損・破損・作動不良等を起こさないよう取扱者が注意する。
- ⑤ 接地抵抗・絶縁抵抗については、法令を遵守して定期的に測定記録し、不良箇所は直ちに補修する。避雷針については、接地抵抗を測定記録し、定期点検によって支持具及び配線に異常がないよう留意する。
- ⑥ その他電気設備の点検周期は、別表 1 に基づいて行う。

1－（2）対象電気設備概要

- ① 受電設備
 - ・受電電圧 6, 600V
 - ・受電電力 常用 600KW
 - ・変圧器 1：単相 3 線式 6,600V/210V/105V 150KVA×2 台
 - 2：3 相 3 線式 6,600V/210V 100KVA×1 台
 - 3：3 相 3 線式 6,600V/210V 500KVA×2 台

② 発電機設備

- ・横軸回転界磁形同期発電機 (AY20L-625H)

出力 625KVA

電圧 6,600V

回転速度 1,800R.P.M

- ・地下オイルタンク

最大取扱容量 10,000L

③ 低圧動力

- ・常用動力—
 - 空調機・送風機・排風機・給水ポンプ
 - 湧水ポンプ・汚水ポンプ・加圧ポンプ・消火ポンプ・雑動力

④ 低圧電灯

- ・照明 蛍光灯一式・白熱灯一式・ミニハロゲン一式・LED一式
- ・コンセント 床用一式・壁用一式

2 空気調和設備保守管理基準

- ① 保守点検と予防保全を励行して機器の正常運転と機器の寿命を延ばし、運転費の節減と事故発生の防止に努める。
- ② 機械室及び機器については、常時清潔な状態を保持し、運転操作に誤りがないよう心がける。
- ③ 運転日誌・その他の記録を大切にし、この記録により各機器の負荷変動に応じた操作を行い、合理的な操業を続けるよう留意する。
- ④ 外気処理については外的条件を考慮し、いつも新鮮な外気を導入するよう努める。
- ⑤ 空気調和設備の点検周期は、別表2に基づいて行う。
- ⑥ その他法規上必要な機器の点検・検査を実施し、その記録を整理・保管する。

3 防火・消防設備保守管理基準

- ① 火災報知器については、機器の破損・腐食の有無・配線不良の有無を点検し、感知器・受信機・発信機の機能状態を回路の導通試験により調査し、異常のないよう保守管理する。
- ② 消火栓及び消火器具は、部品員数の確認及び腐食・破損の有無を点検し、火災に備えて整備しておく。
- ③ 防火戸・シャッター・ダンパーの点検

4 給排水衛生設備保守管理基準

- ① 上水道設備については、受水槽・高置水槽のボールタップ及び電極作動の良否、揚水ポンプの機能とメカニカルシールの水漏れ等を点検し、上水道使用場所の管理を行う。
- ② 排水系統については、常時巡回点検し、汚水ポンプ・湧水ポンプの状態に注意して汚水の円滑な排除に努める。なお、配管については、継手、その他の水漏れ、保温材の破損等の有無についても点検する。
- ③ 飲料水貯水槽清掃については、別紙3「飲料水貯水槽清掃作業基準」のとおりとする。
- ④ その他給排水衛生設備の点検周期は、別表3に基づいて行う。

清 掃 作 業 基 準

庁舎清掃業務

1 日常清掃

(1) 共用部分

① 玄関・ホール・ロビー・アトリウム・ホワイエ・廊下・階段・エレベーター
ア 床面のビニールタイル、フローリング部分は、ダストモップ又はポリッシャーを使用してつや出しを行い常に清潔を確保する。レンガタイル部分は、ほうき等で常に清潔を確保する。この場合、汚れの程度に応じて水ぶき又は適性洗剤による汚れ落としを行う。

イ 床面が滑る場合は、転倒防止のため適宜滑り止め液を塗布する。

ウ 玄関入り口のドア及びガラスは常に空ぶき又は洗剤ぶきを行い、金属部分は光沢を失わないよう美観を保つ。

エ ホール等のくずかご及び敷地内の灰皿については常に巡回して適切な処理を行い、階段・手すり・公衆電話・案内板・来客用椅子等は、汚損によって来庁者に不快感を与えないようにする。

オ マット類は、真空掃除機等を使用し、ちりを除去する。

カ 消火器・消火栓等については、空ぶきをする。

キ 備品類の整理、整頓に努める。

② 湯沸室・便所

ア タイル床は適性洗剤で洗浄し、巡回の都度水ぶきしたうえ乾いたモップで水分を拭き取る。

イ 塩化ビニールタイル床は、モップによる水ぶき、空ぶき、適性ワックス塗布等適切な方法を用い、必要に応じてポリッシャーでつや出しを行う。

ウ 衛生陶器・鏡・流し台・湯沸器等は、適切な方法で水洗い又は水ぶき・空ぶきを行い、常に清潔で良好な状態を保持する。

エ 便器・掃除流し等は定期的に清掃し、防臭、防詰に努める。

オ 雑茶・屑・汚物・塵埃等は毎日適切な方法で搬出を行い、不潔防止に努める。

カ 衛生用消耗品は使用に支障のないよう常時点検、補給する。

キ ドア・間仕切りは水ぶき、空ぶき等適切な方法で行い、特に取手・ドアチェック・蝶番部分等にも留意し清潔を保持する。

ク 金属部分は適性研磨剤を用いて磨き上げ、光沢の保持と防錆に努める。

③ 外構・駐車場・バルコニー

ア 水洗い、拭き掃除を主として行う。

- イ 除草・散水作業・庭園の樹木灌水作業は、必要に応じて行う。
- ウ 外部金属部分は防錆のため常に磨き上げ、特に消火栓類は、強度の光沢を保持させ非常の際支障のないよう心がける。
- エ 紙屑・塵芥置場の周囲は常に整理、整頓、消毒等を行い、不潔にならないよう留意する。
- オ 掲示版・標識板等の拭き掃除にあたっては、掲示内容、塗料等がはがれないよう注意する。
- カ 側溝・排水溝等は巡回もれのないように心がけ、塵芥による目詰まりを防止する。

(2) 室内部分

役付室・特別室・正副議長室・議場・協議会室・委員会室・その他

- ア 清掃が隅々までゆき届くように、容易に移動しうるものは移動させる。
- イ 塩化ビニールタイル床は、(1)②イの要領に準ずる。ジュウタン部分は、真空掃除機で念入りにほこりを除去した後、毛並みを揃える。
- ウ 窓わく・幅木等は、ハタキ又は掃除機でほこりを払い水ぶきをする。木部は、水ぶき又は空ぶきし、乾燥時は静電気防止剤を使用する。
- エ ソファ・椅子類はほこりを除去する。机・扉・間仕切り・飾り棚等の水ぶき、空ぶきを適性に行う。置物類の取扱いは特に注意して行う。
- オ 紙屑等の収集・廃棄にあたっては、散乱、防火について十分注意する。
- カ 卓上電話機は、常にシリコン布等により空ぶき又は水ぶきをする。

(3) 清掃部所の昼、夜の区別

- ① 日勤者 …… ・共用部分（湯沸室を除く）
 - ・市長室・副市長室・総務部長室、特別室
 - ・大会議室
 - ・協議会室、委員会室
 - ・コピー室
- ② 夜勤者 …… ・湯沸室
 - ・地下 地下会議室、地下打合室1、地下打合せブース
 - ・1階 授乳室
 - ・2階 201・202会議室、小会議室
 - ・3階 正副議長室、応接室、議員控室、303会議室
 - ・4階 401・402会議室、入札室
 - ・6階 601・602会議室
 - ・7階 教育長室、701・702会議室
 - ・8階 801会議室
 - ・A棟 A棟会議室・A棟打合せ室

2 定期清掃

(1) 床洗浄・ワックス塗布

- ① 椅子等移動可能なものは移動し、塩化ビニールタイル・磁器タイル・せつ器タイル・テラゾー等床の種別に応じて適性洗剤による洗浄又は適性ワックス（必要に応じ滑り止めを混入する。）塗布を行い、ポリッシャーにより十分つや出しをする。

(2) ガラス部分清掃

- ① 水等を用いてウインドスクイジーにて汚れを入念に除去し、空ぶきして仕上げる。
- ② 高所ガラスなどの長尺清掃道具等では清掃が困難な部分については、安全を確保した上で、担当者と作業方法を協議のうえ、決定する。
- ③ 清掃対象となるガラス部分については、別表4「清掃基準表」のとおりとする。

(3) マット清掃

- ① 玄関・消毒液スタンド等のマットは、定期的に適性洗剤で洗浄した後水洗いで仕上げる。

3 清掃時間等

(1) 日常清掃の時間

① 共用部分

ア 市民アトリウムは8時から8時30分までに、廊下・階段・便所等通常執務にさしつかえない場所は8時から17時までに行う。

② 室内部分

ア 4階市長室・副市長室・総務部長室・特別室は8時から16時まで、3階正副議長室・応接室・議員控室、7階教育長室、大会議室を除く会議室・打合せ室、その他の室内は、原則として17時から20時までの間に行う。

イ 原則として、議場・協議会室・委員会室は使用前に行い、大会議室は外部団体への貸出前後及び随時行う。

(2) 定期清掃時間

定期清掃の時間は、別紙「仕様書」13(2)のとおりとする。

※事務室等の専用部分は、事前に清掃日時を各所管課へ告知し、了解を得ること。

4 清掃場所、内容及び回数

別表4「清掃基準表」のとおりとする。

5 その他

- (1) 常駐する作業員は、庁舎専属の作業員であって半数以上は経験者でもって行う。
- (2) 清掃業務に使用する清掃用材料・機械器具等の衛生消耗剤は、受注者が負担する。ただし、水石鹼・トイレットペーパー・収集用ポリ袋・消毒剤は発注者が負

担する。

(3) 受注者が負担する次の資材は、発注者の確認を受ける。

① ワックス ② 洗 剤

なお、資材は、品質の良いメーカーのものを使用するとともに、製品分析表及び現品を付けて確認を受ける。

(4) 各事務所のカーテンは、汚れ具合に応じ適時取り替える。現物及び洗濯代は、発注者の負担とする。

(5) 清掃作業によってできる塵芥等は、所定の場所に集積する。

(6) 清掃作業日誌を作成し、遅滞なく担当者に提出する。

(7) この作業基準書に定めていないものについては、協議の上決定する。

飲料水貯水槽清掃作業基準

作業員は、飲料水貯水槽清掃作業を行うにあたり当該貯水槽の使用状況を十分理解し、作業手順・使用機器等を勘案し、断水の短縮に留意し、完全な清掃を実施するものとする。

1 作業員の編成

- (1) 作業員は、原則として実施責任者を含む2名以上とする。実施責任者は、建築物環境衛生管理技術者又は、貯水槽清掃作業監督者の免状を有する十分な知識、技能、経験を持つ者とする。
- (2) 貯水槽の立地、構造及び作業の難易によりその必要人員を増員する。

2 作業員の健康管理及び服装

- (1) 作業員は常に健康に留意し、3か月ごとに検便を受ける。なお、検便を受ける機関は、宇和島保健所とする。
- (2) 作業員は水槽内に入る際、作業衣・ゴム長靴・手袋・器具等あらかじめ消毒済のものを着用する。

3 使用機械及び機器

- (1) 貯水槽用清掃機械及び機器は貯水槽専用とし、他の用途に使用しない。
- (2) 自動車は、貯水槽専用車であって他の用途に使用しない。
- (3) 機械・機器の名称及び使用目的
 - ① 高圧洗浄機：槽内の壁床面等の汚れ落とし及び槽内消毒に使用
 - ② 残水処理機：槽内床面の残水処理に使用
 - ③ 水中ポンプ：槽内排水に使用
 - ④ 換気ファン：槽内換気に使用し、酸欠を防止
 - ⑤ 残留塩素測定器：水に含まれている残留塩素量の測定
 - ⑥ 色度濁度測定器：水の色、濁りの測定
 - ⑦ その他（ブラシ・バケツ・ホース・タワシ・ハンマー・タガネ・ウエス等の清掃用具、テスター等の測定機器）

4 作業開始前の注意事項

- (1) 作業日時は、担当者と十分な打ち合わせの上決定する。
- (2) 作業中断水しなければならない場合は、担当者に確認する。
- (3) 揚水ポンプを手動で運転させ、電流値及び圧力を確認し記録する。

- (4) 水槽の外周りを点検する。
- (5) 水槽・水栓末端の遊離残留塩素濃度を測定する。

5 作業手順

- (1) 一日の使用水量を調整し、出来るだけ残水が少量で済むように注意する。
- (2) 槽内の照明をする。照明器具は、完全な防水・防爆型のものとする。
- (3) 水中ポンプ・残水処理機を入れ排水作業を行う。
- (4) 槽内の換気をする。
- (5) 槽内排水終了後責任者が入槽し、清掃前の状態を写真に取る。
- (6) 槽内を高圧洗浄機で第1回目の洗浄を行う。
- (7) 洗浄開始と同時に残水処理機によって洗浄汚水の排水作業を行う。
- (8) 第1回目の洗浄終了後、壁面、床面及び附属機器に付着している酸化鉄の除去と点検を行う。
- (9) 第2回目の洗浄を行い、同じく汚水の完全な排水を行う。
- (10) 槽内に異物が有る場合は、完全に除去するとともに、器具等の置き忘れのないよう点検、確認する。
- (11) 次亜塩素酸ナトリウム100mg/L液を高圧洗浄機により槽内全面に散水し、第1回目の消毒をする。
- (12) 第1回目消毒後30分後に第3回目の洗浄（仕上洗浄）を行い、残水を除去する。
- (13) 第2回目の消毒を行う。次亜鉛素酸ナトリウム60mg/L液を使用して全面を消毒し、底部に溜まった薬液は残水処理機で排水する。
- (14) 30分間放置して滅菌を行う。
- (15) 貯水を開始する。
- (16) 貯水終了後、揚水ポンプの自動運転の作動状態及び各階への給水状態を確認し、槽内及び水栓末端の残留塩素濃度・色度・濁度・味・臭気を測定して終了する。

* 基準値

- | | |
|--------|-----------|
| ① 残留塩素 | 0.2mg/L以上 |
| ② 色度 | 5度以下 |
| ③ 濁度 | 2度以下 |
| ④ 味 | 異常でないこと |
| ⑤ 臭気 | 異常でないこと |

- (17) 高置水槽作業手順は、受水槽に準じて行う。
- (18) 責任者は、作業報告書（写真添付）を作成し、担当者へ一部提出する。
- (19) 貯水槽清掃回数は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき年1回行う。

6 貯水槽施設の内容

(1) 受水槽

- ① 容量 60トン
- ② 槽数 60トン×1基
- ③ 構造 SUS製
- ④ 場所 低層棟2階受水槽室

(2) 高置水槽

- ① 容量 12トン
- ② 槽数 12トン×1基（仕切り板あり）
- ③ 構造 SUS製
- ④ 場所 高層棟PH2階高置水槽室

環境衛生管理業務基準

業務の内容

- 1 受注者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第5条の規定に基づき建築物環境衛生管理技術者を1名選任し、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく下記項目について市庁舎の環境衛生維持管理に関する業務を全般的に監督する。
 - (1) 管理業務計画の立案
 - (2) 管理業務の指揮監督
 - (3) 建築物環境衛生管理基準に関する測定又は検査の評価
 - (4) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施
 - (5) 帳簿書類の備え付け

- 2 空気環境の測定業務
 - (1) 空気環境測定実施者は、施行規則第3条の2の規定に基づき、2月に1回空気環境測定を実施し、測定後報告書を提出する。
 - (2) 測定ポイント数は、市庁舎の空調比率に応じ1階・2階及び4階から8階は、各2ポイント、地下1階・3階及び外気は、各1ポイントの合計17ポイントとする。
 - (3) 測定時間帯及び回数は、1ポイントにつき午前10時及び午後3時の2回測定する。
 - (4) 測定日は必ず平日とし、測定日の決定にあたっては、事前に担当者の了解を得て実施するものとする。
 - (5) 測定項目は次のとおりとする。
 - ア 専用検知管方式による一酸化炭素（CO）測定
 - イ 専用検知管方式による二酸化炭素（CO₂）測定
 - ウ 0.2メートル毎秒以上の気流測定可能な微風測計による気流の測定
 - エ 粉塵計による浮遊粉塵の測定（ただし、校正済みのものを使用）
 - オ 0.5度目盛りの温湿度計による湿度、温度の測定
 - (6) 測定終了後は、発注者に対し速やかに測定結果を提出し、了承を受けるものとする。

- 3 衛生害虫等の駆除
 - (1) 衛生害虫等の駆除作業者は、施行規則第4条の5の規定に基づき6月以内ごとに1回、定期的かつ統一的に実施する。

- (2) 建築物環境衛生管理技術者又は防除作業の責任者は、1月に1回当該施設を巡回点検調査を行い、その発生状況を把握し、状況に応じて随時駆除する。
- (3) 駆除方法は、直接噴霧方式又はミスト方式等によるものとする。ただし、作業実施前には担当者に対して駆除方法を事前に通告し、了解を得るものとし、作業実施中及び作業終了後は、人・機械器具・備品類等に害を及ぼさないよう万全の配慮をするものとする。
- (4) 作業終了後は、担当者に対して速やかに実施報告書を提出し、承認を受けるものとする。

4 飲料水貯水槽清掃

- (1) 貯水槽清掃作業監督者は、施行規則第4条第1項第7号の規定に基づき、1年に1回貯水槽の清掃を実施する。
- (2) 作業実施にあたり、当該施設の貯水槽の使用状況を十分理解し、作業手順、使用機器等を勘案し、捨水の節約、断水時間の短縮等を行うものとする。
- (3) 別紙3「飲料水貯水槽清掃作業基準」に従って、事前に担当者に対して実施日及び作業手順を文書でもって提出し、了解を得て実施する。
- (4) 作業終了後は、担当者に対して速やかに報告書を提出し、承認を受ける。

5 残留塩素の測定

- (1) 建築物環境衛生管理技術者は、施行規則第4条第1項第7号の規定に基づき、1週間以内に1回残留塩素の測定を行うものとする。
- (2) 水道栓末端部より水を採取し、残留塩素測定器にて測定し、水に含まれる遊離残留塩素の含有率を 0.1 mg/L （結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L ）以上に保持しなければならない。
- (3) 測定の結果、異常のある場合は直ちに発注者に報告するものとし、その他は2月毎に1回測定結果報告書を提出し、承認を受けるものとする。

6 水質検査

- (1) 建築物環境衛生管理技術者は、施行規則第4条第1項第3号の規定に基づき、6月以内に1回水質検査を実施するものとする。
- (2) 水道栓末端部より水を滅菌容器に採取し検査機関において速やかに検査を行う。

(3) 検査項目 (28項目)

第1回目 (28項目)		第2回目 (16項目)	
①	一般細菌	①	一般細菌
②	大腸菌	②	大腸菌
③	鉛及びその化合物	③	鉛及びその化合物 ※
④	亜硝酸態窒素	④	亜硝酸態窒素
⑤	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	⑤	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
⑥	亜鉛及びその化合物	⑥	亜鉛及びその化合物 ※
⑦	鉄及びその化合物	⑦	鉄及びその化合物 ※
⑧	銅及びその化合物	⑧	銅及びその化合物 ※
⑨	塩化物イオン	⑨	塩化物イオン
⑩	蒸発残留物	⑩	蒸発残留物 ※
⑪	有機物	⑪	有機物
⑫	P H値	⑫	P H値
⑬	味	⑬	味
⑭	臭気	⑭	臭気
⑮	色度	⑮	色度
⑯	濁度	⑯	濁度
⑰	シアン化物イオン及び塩化シアン		
⑱	塩素酸		
⑲	クロロ酢酸		
⑳	クロロホルム		
㉑	ジクロロ酢酸		
㉒	ジブロモクロロメタン		
㉓	臭素酸		
㉔	総トリハロメタン		
㉕	トリクロロ酢酸		
㉖	ブロモジクロロメタン		
㉗	ブロモホルム		
㉘	ホルムアルデヒド		
			備考 ※の項目は、第1回目に異常がないときは省略できる。

(4) 検査の結果、発注者に対して速やかに検査結果報告書を提出し、承認を受けるものとする。

7 帳簿書類の保存

- (1) 建築物環境衛生管理技術者は、前述の測定結果書及び作業完了書を5年間保存するものとし、発注者の要請により随時提出するものとする。

電気設備点検基準表

項目 対象	日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			臨時点検			測定		
	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位
電線路	架空電線路	1 か月	必要により特定部位のものについて行う (点検箇所、部位は定期巡視点検から抜粋)	1	1年	電柱、腕木、碍子、支線、支柱、保護網等の損傷腐食	1	3年～5年	必要により特定対象を定めて行う (点検箇所、部位は定期巡視点検から抜粋)	1	不定期	事故又は天災地変等の場合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	標識保護柵の状況	2	3年～5年	地盤沈下の影響	2	1年		接地抵抗測定		
				3	1年	電線取付状態、弛度									
				4	1年	電線高さ及び他の工作物との離隔距離									
				5	1年	その他必要事項									
	地中電線路	1 か月	必要により特定部位のものについて行う (点検箇所、部位は定期巡視点検から抜粋)	1	1年	ヘッド、接続箱、分岐箱等接続部の過熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	5年	必要により特定対象を定めて行う (点検箇所、部位は定期巡視点検から抜粋)	1	不定期	事故又は天災地変等の場合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	ケーブル腐食、亀裂損傷	2	3年～5年	地盤沈下の影響	2	1年		接地抵抗測定		
				3	1年	布設部の無断掘削									
				4	1年	標識他物との離隔距離									
				5	1年	その他必要事項									
	母線	1 か月	必要により特定部位のものについて行う (点検箇所、部位は定期巡視点検から抜粋)	1	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱	1	3年	必要により特定対象を定めて行う (点検箇所、部位は定期巡視点検から抜粋)	1	不定期	事故又は天災地変等の場合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ	2	1年	接地抵抗測定						
				3	1年	碍子類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ									
				4	1年	その他必要事項									
	接地線			1	6か月～1年	接続部のゆるみ、腐食、損傷				1	不定期	事故又は天災地変等の場合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	接地抵抗測定
2				6か月～1年	接地線の劣化、索線切れ	2				不定期	必要により接地電流測定				
3				6か月～1年	とこの損傷、変形、亀裂										
4				6か月～1年	その他必要事項										

別表 1

項目 対象	日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			臨時点検			測定			
	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	
受電設備	断路器	1	1か月	受けと刃の接触、過熱ゆるみ	1	1年	停止して受けと刃の接触過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	不定期	事故又は天災地変等の場合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	接地抵抗測定
		2	1か月	汚損、異物付着	2	1年	損傷、亀裂									
		3	1か月	その他必要事項	3	1年	振れ止め装置の機能									
					4	1年	その他必要事項									
	しゃ断器 (O.C.B)	1	1か月	外観点検、汚損、油漏れ、亀裂、過熱、発錆損傷	1	1年	停止して外部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆、変動、ゆるみ	1	2年又は一定のしゃ断回数による	停止して内部について接触子の荒れ具合、ゆるみ、変形、焼損、損傷	1	不定期	事故又は天災地変等の場合 に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	指示、点灯	2	1年	操作具合	2	"	操作機構及び付属装置の各部点検				2	1年	絶縁抵抗測定
		3	1か月	その他必要事項	2	1年	付属装置の状態	3	"	その他必要事項				3	1年	絶縁油試験
					3	1年	油の汚れ、必要によりその特性調査	3	"					4	不定期	必要により動作特性
					4	1年	その他必要事項									
	受電用変圧器	1	1か月	本部の外部点検、漏油損傷、汚損、変形、ゆるみ、発錆、腐食、振動、音響、油量、温度	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形亀裂、汚損、油量	1	5年～10年	停止して内部について点検 (コイル接続部リード線鉄心その他各部)	1	不定期	事故又は天災地変等の場合、必要に応じて行う	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	付属装置の点検動作状態、取付状態	2	1年	付属装置各部の点検 (機能及び状態)	2	5年	付属装置及び機器の内部点検	2	不定期	必要により内部精密点検 (必要箇所、部位)	2	1年	絶縁抵抗測定
		3	1か月	その他必要事項	3	1年	油の汚れ、必要により特性調査	3	5年	その他必要事項				3	1年	必要により絶縁油試験
					4	1年	その他必要事項									
	計器用変成器	1	1か月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、油漏れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形亀裂、汚損、油汚れ、ヒューズの異常	1	3年	油入式について停止して内部点検	1	不定期	事故又は天災地変等の場合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	その他必要事項	2	1年	その他必要事項	2	2年	必要により油の汚れ及び特性調査				2	1年	接地抵抗測定
								3	3年	その他必要事項						
	避雷器	1	1か月	外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損	1	1年	外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常				1	不定期	事故又は天災地変等の場合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	その他必要事項	2	1年	その他必要事項							2	1年	接地抵抗測定
	配電盤	1	1か月	裏面配線の塵埃汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線				1	2年	停止して各部の損傷、過熱、ゆるみ断線、接続、脱落	1	不定期	事故又は天災地変等の場合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	計器の異状、表示札表示灯の異常				2	2年	端子配線符号				2	1年	接地抵抗測定
		3	1か月	操作、切換開閉器等の異常				3	2年	その他必要事項				3	2年	保護継電器の動作特性
		4	1か月	その他必要事項										4	2年	必要により計器校正、シーケンス試験
	電力用 コンデンサ	1	1か月	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	外部の損傷、腐食							1	1年	絶縁抵抗測定

別表 1

項目 対象	日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			臨時点検			測定			
	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	
配電設備	断路器 しゃ断器 開閉器類	1	1か月	必要により特定範囲のもの について行う (点検箇所、部位は受電設 備の項と同じ)	1	6か月	停止しないで損傷、変形腐 食、油量、振動、発錆ゆる み、過熱	1	2年	必要により特定対象を定め て行う (この場合停止して点検す る)	1	不定期	事故又は天災地変等の場 合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	6か月	その他必要事項	2	2年	油の汚れ(特性)				2	1年	接地抵抗測定
														3	2年	絶縁油試験
配電設備	配電用変圧 器	1	1か月	必要により特定範囲のもの について行う (点検箇所、部位は受電設 備の項と同じ)	1	6か月	停止しないで外部の損傷腐 食、油量、振動、発錆ゆる み、変形、過熱、油漏れ、 音響	1	3年 ～5年	停止して内部について点検 を行う (受電用と同じ)	1	不定期	事故又は天災地変等の場 合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	6か月	その他必要事項	2	3年 ～5年	必要により油の汚れ、油の 特性調査				2	1年	接地抵抗測定
														3	3年	絶縁油試験
その他付属 設備		1	1か月	必要により特定範囲のもの について行う	1	6か月	母線端子クランプ、支持物 等は、受電設備に準じて行 う (停止せず)	1	20年	必要により特定対象を定め て行う (この場合停止して点検す る)	1	不定期	事故又は天災地変等の場 合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	絶縁抵抗測定
														2	1年	接地抵抗測定
電動機		1	1日	運転者が音響、回転、過 熱、異臭、給油状況等につ いて注意する	1	3か月	音響、振動、湿度	1	3年	必要により特定対象を定め て行う	1	不定期	事故又は天災地変等の場 合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	必要により特定範囲のもの について電気担当者が行う	2	1か月	停止して各部の汚損、ゆる み、損傷、伝達装置の異状 等外部点検を行う			(内部分解、点検、コイル、 軸受、通風、付属装置 等)				2	1年	接地抵抗測定
					3	1年	その他必要事項	2	3年	その他必要事項				3	1年	必要により特性試験
電熱乾燥装 置		1	1日	運転者が温度、変形、損傷 等について注意する	1	1年	停止して各部の変形、損 傷、ゆるみ、加熱物と隔離 状況	1	3年	必要により特定対象を定め て行う (点検箇所、部位は定期に 準じて内部点検を行う)	1	不定期	事故又は天災地変等の場 合、必要に応じて行う (必要箇所、部位)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	必要により特定範囲のもの について電気担当者が行う	2	1年	その他必要事項							2	1年	接地抵抗測定
照明設備		1	1か月	使用者が温度、臭気、過熱 等に注意する	1	1年	照明効果、汚損、損傷、音 響、温度、コンパウンド漏 れ							1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	その他必要事項							2	1年	接地抵抗測定
非常用発 電設備	原動機関係	1	2週間	燃料系統からの漏油及び貯 油	1	1年	機関主要部分の分解	1	3年	内燃機関の分解						
		2	1か月	機関の始動、停止												
	発電機関係			電動機その他回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ				1	1年	絶縁抵抗測定
													2	1年	接地抵抗測定	
													3	3年	継電器試験	

※ 周期は電気施設の仕様・環境・稼働状況・負荷状況・重要度等を勘案して決定し、表の点検区分は次による。

※ 基準周期は最低基準線を示しており、少なくともこの期間1回は点検する。

- (1) 日常巡視点検(月1回以上) 一定時間又は毎日等比較的短時日で、主として運転中の施設を点検する。
- (2) 定期巡視点検(年1回以上) 1か月から1年程度の比較的長い期間で、主として施設を停止して点検する。
- (3) 精密点検(年単位) 長期間の周期で施設を分解点検する。
- (4) 臨時点検 事故又は天災地変の場合に必要なに応じて点検する。

※ 一部は担当者(技術者)の指示によって、各設備保守点検業者の作業に立会う。

別表2
機器点検周期表

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期							
		日	週	月	2か月	3か月	6か月	年	都度
外気処理ユニット	エアークフィルターの汚れ付着物の破損の点検		○						
	温湿度感知器、ダンパー及び防火ダンパーの機能点検						○		
	ケーシング取付部、保温の破損の点検						○		
	吹出口、還気口の汚れの点検						○		
	自動制御機器の機能点検							○	
	自動制御機器の目視点検								○
	各種配管の腐食、漏水、破損の点検							○	
	空調器内部及びダクト内部の汚れの点検						○		
	各種自動弁の機能点検							○	
	ケーシング内の騒音の有無の点検	○							
	排水管の詰まりの点検						○		
加 圧 ポ ン プ	ポンプの規定電流及び正常運転の確認			○					
	圧カスイッチの確認			○					
全 熱 交 換 器	回転部、可動部の異音等異常の有無の点検	○							
	注油						○		
	潤滑油の良否の点検						○		
	損傷、錆、付着物、漏水の点検			○					
	水漏れの点検						○		

別表 2

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期							
		日	週	月	2か月	3か月	6か月	年	都度
全 熱 交 換 器	エアフィルター洗浄又は交換						○		
送 風 機 及 び 排 風 機	電動機の異常の有無の点検	○							
	規定電流及び正常運転の確認	○							
	羽根車ケーシングの汚れの点検						○		
	振動、異音の有無、ボルトゆるみの点検			○					
	錆、腐食の点検						○		
	駆動用ホイール軸、取付状態の点検						○		
	軸受温度、給油状態の点検						○		
	潤滑油の劣化の点検						○		
パッケージエアコン	送風機の騒音、振動、機能の点検								○
	温度制御装置確認、温度設定								○
	外部点検及び清掃						○		
	風向き調整								○
	エアフィルター点検								○
	ドレンパイプつまりの点検								○
フィルターユニット (空調設備)	フィルターの点検及び清掃						○		
	外部点検						○		
地下オイルタンク	外観点検等(消防法第14条3の2関係)							○	
(非常用発電機) 給排気設備	給気ダクトスペースの点検						○		
	排気ダクトスペースの点検						○		

別表2
機器作業周期表

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期						
		月	2か月	6か月	1年	2年	5年	都度
外気処理ユニット	各種エアークリフィルタ洗浄又は交換		○					
	機内外部清掃及び塗装			○				○
	サーモスタットの切替え、電動弁及び防火ダンパー点検			○				
	吹出口、還気口掃除			○				
	ダクト、外部清掃			○				
	各種配管の腐食、破損の点検整備			○				
	自動制御装置の点検整備			○				
全 熱 交 換 器	エアフィルターの洗浄又は点検			○				
	エレメントの目詰まり点検				○			
	異常振動、異常音の確認			○				
送 風 機 及 び 排 風 機	軸受摩耗度点検、グリース交換			○				
	羽根車及びケーシング掃除				○			
	Vベルト調整			○				
	Vベルト交換						○	
	錆落とし、塗装				○			
	軸受給油			○				

別表 2

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期						
		月	2か月	6か月	1年	2年	5年	都度
パッケージエアコン	エアーフィルター交換			○				
	エアーフィルター交換 (5階サーバー室)							○
	室外機の熱交換器の点検							○
	室外機の機器異常運転音の確認							○
	温度測定			○				○
	ガス漏れ検査 (目視)							○
	簡易点検							○
フィルターユニット (空調設備)	フィルターの点検及び清掃			○				
	外部点検			○				
(非常用発電機) 給排気設備	給気ダクトスペースの清掃			○				
	排気ダクトスペースの清掃			○				

一部は担当者（技術者）の指示によって、各設備保守点検業者の作業に立会うこと。

別表3
給排水衛生設備管理基準表（日常巡視点検）

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期							
		時	日	週	月	2か月	6か月	年	都度
ガ ス ・ 電 気 給 湯 器	ガス漏れ、湯温、燃焼、排気状態の点検				○				
	媒の付着状態の点検				○				
	水漏れの点検				○				
洗 面 器	亀裂、破損、取り付けの緩みの点検					○			
	水栓及び接合部等から水漏れの点検						○		
	排水状態の点検						○		
小 便 器 及 び 大 便 器	つまり、汚れの点検								○
	水量調整						○		
	排水状態の点検						○		
	水漏れの点検						○		
受 水 槽 (上水道)	槽内堆積物及び汚れの点検						○		
	警報装置の作動確認						○		
	損傷の点検				○				
	ボールタップの作動点検				○				
高 置 水 槽	警報装置の作動確認						○		
	損傷の点検				○				

別表 3

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期							
		時	日	週	月	2か月	6か月	年	都度
雑排水槽・汚水槽 及び湧水槽	槽内の汚れ、沈積物、浮遊物の点検					○			
	警報装置の作動確認						○		
	昆虫等の発生状態の点検				○				
排水ます	ます内の沈積物及び汚れの点検						○		
	昆虫等の発生状態の点検				○				
揚水ポンプ	圧力及び作動確認		○						○
	異音、振動の点検		○						○
	メカニカルシールからの水漏れ点検		○						○
	自動制御装置の点検						○		
	カップリングの点検						○		
汚水ポンプ	圧力、電流値及び作動確認				○				
湧水ポンプ	異音、振動の点検				○				
加圧ポンプ	自動制御装置の点検								
消火用 動力ポンプ	圧力、電流値及び作動確認						○		
	異音、振動の点検						○		
	カップリングの点検						○		

別表3
給排水衛生設備管理基準表（精密，測定，整備）

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期							
		時	日	週	月	2か月	6か月	年	都度
ガス・電気湯沸器	掃除及び調整、整備						○		
洗面器、大・小便器、シスタンク及びフラッシュバルブ	つまり除去								○
	漏水修理								○
排 水 管	つまり除去								○
	定期的洗浄通管								○
受 水 槽	汚水排出、清掃、消毒、整備							○	
高 置 水 槽	自動制御装置整備						○		
雑 排 水 槽	汚泥スカム排出、洗浄、清掃						○		
汚水及び湧水槽	自動制御装置の整備						○		
排 水 ま す	砂出、清掃								○
揚 水 ポ ン プ	分解、点検、整備								○
汚水ポンプ・湧水ポンプ	分解、点検、整備								○
消 防 用 ポ ン プ	メカニカルシールからの水漏れの点検				○				
	自動制御装置の点検						○		
	カップリングの点検						○		
消 火 水 槽	周囲、配管、バルブの点検				○				

別表4 清掃基準表

(㎡)

名称		階	B 1 F	1 F	2 F	3 F	4 F	5 F	6 F	7 F	8 F	PH及び 付属A棟	数量
共用部分	玄関	関		45									45
	ホール	ー	45	408	74	65	70	50	50	50	50	26	888
	ロビー	ー			149	16	30						195
	アトリウム	ム		262									262
	ホワイエ	エ			188	124							312
	廊下	下	160	236	152	290	187	53	62	33	30	57	1,260
	屋内階段	段	595										595
	エレベーター	ー		8									8
	湯沸室	室		8	8	13	13	8	8	8	8	6	80
	便所	所	34	64	130	57	32	26	26	26	26	24	445
外回り駐車場	場		6,500									6,500	
小計			834	7,531	701	565	332	137	146	117	114	113	10,590
室内部分	市長室	室					159						159
	副市長室	室					82						82
	教育長室	室								34			34
	特別室	室					65						65
	正副議長室	室				61							61
	応接室	室				49							49
	議場	場				370							370
	協議会室	室				146							146
	委員会室	室				200							200
	議員控室	室				200							200
	会議室(大会議室除く)		246		188	86	131		142	92	101	115	1,101
	大会議室(控室・配膳室含む)				110								110
	事務室	室		1,006	1,038	107	476	610	582	685	779	202	5,485
	コピー室	室						14					14
守衛室	室		33									33	
機械室	室	29		56	39	310	110				221	765	
小計			275	1,039	1,392	1,258	1,223	734	724	811	880	538	8,874
合計			1,109	8,570	2,093	1,823	1,555	871	870	928	994	651	19,464

別表4 清掃基準表
(共用部分)

作業箇所 作業回数 作業内容		玄関	ホール ロビー	アトリウ ム	ホワイ エ (2F)	ホワイ エ (3F)	廊 下	階 段	エレベ ーター	湯沸室	便 所	外 構	駐車場	バルコ ニー	その他
日常 清掃	掃 き 掃 除	1 / 日	1 / 日	1 / 日	1 / 日		1 / 日	1 / 日	随時	1 / 日		随時	1 / 日	随時	随時
	拭 き 掃 除	1 / 日	1 / 日	1 / 日	1 / 日	使用前	1 / 日	1 / 日	随時	1 / 日	1 / 日	随時		随時	随時
	巡 回 清 掃	随時	随時	随時	随時				随時		随時	1 / 日		随時	
	真 空 清 掃					使用前									
	灰 皿 清 掃									随時		随時			
	紙 く ず 処 理	1 / 日	1 / 日	1 / 日							1 / 日	1 / 日			
	茶 が ら 雑 茶 処 理									1 / 日					
	間 仕 切 り										1 / 日				
	鏡 磨 き								随時		1 / 日				
	流 し ・ 衛 生 陶 器 清 掃									1 / 日	1 / 日				
	衛 生 消 耗 品 補 給										随時				
	汚 物 処 理										1 / 日				
	金 属 磨 き	1 / 日	1 / 日	1 / 日	1 / 日		1 / 日		随時		1 / 日	1 / 日			
手 す り 消 毒							随時								
定期 清掃	床 フ ロ ア ー 洗 浄	2 / 年	2 / 年	2 / 年	2 / 年		2 / 年	2 / 年		2 / 年	2 / 年				
	床 ワ ッ ク ス 仕 上 げ	2 / 年	2 / 年	2 / 年	2 / 年		2 / 年	2 / 年		2 / 年					
	窓 ガ ラ ス 清 掃	2 / 年													
	高 所 ガ ラ ス 清 掃		1 / 年				1 / 年	1 / 年							
	マ ッ ト 清 掃	随時	随時												

別表4 清掃基準表
(室内部分)

作業箇所 作業回数 作業内容	役付室	特別室	正副議長室	協議員会室	議員控室	（大会議室を除く）	大会議室	（議事事務局を除く）	議事事務局	コピー室	その他	
日常清掃	掃き掃除	随時	随時	1 / 日	使用前	1 / 日	1 / 日	随時			2 / 週	随時
	拭き掃除	随時	随時	1 / 日	使用前	1 / 日	1 / 日	随時			2 / 週	随時
	巡回掃除											随時
	真空清掃	随時	随時	1 / 日	使用前	1 / 日						随時
	灰皿清掃											随時
	紙くず処理	随時	随時	1 / 日	使用前	1 / 日						随時
	窓枠・幅木清掃	随時	随時	1 / 日	使用前	1 / 日						随時
	電話機カラ拭き	随時		1 / 日		1 / 日						随時
定期清掃	床洗浄					2 / 年	2 / 年	2 / 年	2 / 年	2 / 年		随時
	床ワックス仕上げ					2 / 年	2 / 年	2 / 年	2 / 年			随時
	窓ガラス清掃					2 / 年	2 / 年					随時

別表4 清掃基準表
(ガラス清掃)

対象ガラス	ガラス面積	実施回数	備考
地下会議室	29 m ²	年 2 回	
地下打合室 1	8 m ²		
地下打合室 2	8 m ²		
1F 風除室 1	51 m ²		
1F 風除室 2	12 m ²		
1F 風除室 (サブ)	15 m ²		
2F 201 会議室	12 m ²		
2F 202 会議室	11 m ²		
2F 大会議室	39 m ²		
2F 小会議室	7 m ²		
4F 401 会議室	10 m ²		
4F 入札室	14 m ²		
5F 電話交換室・電話交換機室	26 m ²		
6F 601 会議室	8 m ²		
6F 602 会議室	34 m ²		
7F 701 会議室	14 m ²		
7F 702 会議室	8 m ²		
8F 801 会議室	24 m ²		
A 棟会議室	20 m ²		
A 棟打合室	10 m ²		
1F～2F 市民課～大会議室ホワイエ	71 m ²	年 1 回	高所ガラス
2F～4F 津波避難階段	75 m ²		高所ガラス
3F～4F 渡り廊下	48 m ²		高所ガラス
合計	532 m ²		